

【質問内容・大綱三点】

1. 子育て支援

- 妊婦に対する支援
 - ・妊婦健診助成回数についての取り組み
 - ・現場の医師やこれからの産科医を目指す医学生に対する補助
 - ・妊婦に対する無過失補償制度の導入について
- 子育て支援企業の助成について
 - ・中小企業における子育て支援への助成
 - ・中小企業における一般事業主行動計画の策定率向上のための市町村との連携
- 子育て世代の経済的負担感の緩和について
 - ・協賛事業者の想定数、また協賛事業者への PR・周知がいつ、どのように行われるのかについて
 - ・宮城っこ子育て応援パスポート事業における県内市町村との連携について
 - ・上記のパスポートを受け取る窓口とサービスを受けられる時期について

2. 教育

- ・これまでのゆとり教育の総括とこれからの宮城の教育のあるべき姿について
- ・これまでの教員の人材登用の取り組みと今後の人材登用の方向性
- ・これまでの総合学習について、また今後の総合学習の取り組みについて
- ・全国学力テストの結果の反映方法について
- ・高校生の体験活動においてのこれまでの取り組みと今後の方向性
- ・教育委員会との連携を含めたこれからのインターンシップ制度について

3. 予防健康・予防医療

- 先進予防型健康社会創成クラスター構想のもとでどれくらいの時期に、どのような場所において健康で質の高い生活を提供されるのか
- がんに対する対策について
 - ・がんの早期発見・早期治療のためのがん検診の取り組みについて
 - ・現在の乳がん検診の現状とこれからの指導的役割について

【前 談】

私は、4月の統一地方選挙におきまして、多くの皆様のおかげさまで、太白選挙区より初当選をさせていただきました自由民主党・県民会議、佐々木幸士でございます。御支援いただきました皆様一人一人の熱い思いと温かいお力を宮城再生のエネルギーに変え、安心安全に暮らしていける元気な宮城をつくるため全力で頑張る所存でございます。先輩議員の皆様、同期議員の皆様、そして、村井知事を初めとする執行部皆様の温かい御指導を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

今、世代、男女を問わず、多くの皆様が政治に関心を持たれるようになりました。私は、戦争を知らない、戦後の混乱期も知らない世代であります。今まで長いこと、日本の政治は、基本的な方向は決まっていたから、ほとんどの人は、政治が果たすべき役割に関心がなくても、そこそこ世の中はうまく回ってまいりました。ところが、最近、第2次ベビーブーマーと言われる若い世代、私たちの世代が政治に関心を持つようになってきました。これは非常に喜ばしいことだと思っております。同時に、どうしてそんなに急に関心を持たれるようになったかを考えなければなりません。それは、皆さんが不安を覚え始めたのだと理解しております。この不安の解消という政治的課題を解決することが、すごく大きい政治家に与えられた使命でもあります。

この不安とは何なのでしょう。ここ最近、10年ほど、アメリカ主導の市場原理の価値観が経済の外に出てきて、社会に大きな影響を及ぼすようになってきております。その前は、ヨーロッパの個人主義がもてはやされました。個人主義の拡大が、自分の身を守るための戦いへつながってきております。しかし、そのどちらも日本の価値観ではありません。日本人は、家族の絆であり、国家の尊厳という公というものを大事に生きてきました。日本は、田畑や山林を村人全員で保持してきたように、自己主張せず、人を傷つけないように、助け合いやいたわり合いを大事にする美德を持っていました。そういうところに欧米の個人主義や市場原理を持ち込んでも合うはずがありません。行き過ぎた個人主義と経済の外に出てきた市場原理主義の是正こそが、不安の解消につながってまいると強く信じておりますし、目の前にある一つ一つの不安を安心に変えていくことが、何よりも必要でもあると強く信じております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、大綱3点につきましてお伺いいたします。

〔大綱1点目．子育て支援〕

・妊婦に対する支援

少子化時代の不安を解消するための施策でもある子育て支援について質問をさせていただきたい。

ことし8月、奈良県で9病院に受け入れを断られた妊婦が死産した問題を発端とし、妊娠中に定期健診を受けずに、陣痛が始まってから119番したり病院へ駆け込んだりする飛び込み出産は後を絶たず、搬送先決定がおくれる一因となっている。その多くは経済的な理由で健診していないと見られ、自分と子供の命を守る自覚とともに、妊婦に対する行政の支援が、なお一層求められている。

健診内容は、内診や超音波検査、血液検査など母体の状態を確認すること。そして、健診日は、妊娠初期や出産直前は1、2週間に一度、安定期には四週間に一度。1回の健診料は4千円から5千円、血液検査を含むと1万円にもなり、そのすべてを受診すると、負担は、出産、入院費用を含まない健診で十万円を超えてしまう。厚生労働省においては、健診は14回程度が望ましいと言っている。私たち夫婦も、ことしの1月、長男が無事誕生したが、前職を退社し無職無収入のときであったので、健診費用の負担の重さを肌で実感した一人でもある。

また、勤務医の激務や訴訟リスクの高さから、相次ぐ病院の産科休止、そしてまた同様の理由により、産婦人科診療所においては、産科休止をして婦人科のみ開業されているように、産科休止状態が後を絶たない。それは産科医の不足などが背景にある。現場は、限界ぎりぎりの中、使命感に燃える産科医に現状を支えてもらっているのだ。そして、現場の多くの医療関係者からは、行政は、母親や新生児の死

亡事故でも起きない限り対策に腰を上げないのかという憤りを感じているのも事実である。そこで、以下の3点について質問する。

質問1. 妊婦健診助成回数についての取り組み

国・厚生労働省では、本年度予算で少子化対策事業費に地方交付税を拡充とし、健診の補助回数を5回以上にするように自治体に求めている。宮城県においては、先進的な子育て支援策として、白石市のように、赤ちゃん誕生応援事業の中で妊婦健診費用助成を10回実施しているところもあり、非常に手厚い行政サービスであり、子育て世代の経済的負担軽減のためにも、助成が手厚くなれば健診は受けやすくなる。しかし、妊婦健診の公費助成の平均は2.8回にとどまっているのが現状である。

そこで、妊婦健診助成を5回以上にする取り組みの宮城県の指導的役割はどうか。

答弁 (村井 嘉浩 知事)

妊婦は、健康診査を受けることによって、母体や胎児の健康確保が図られ、安心して出産に臨めるものと考えている。妊婦健診は、母子保健法に基づく市町村事業であり、公費負担による健診回数や内容については、市町村が決定しているところである。

県としては、国からの公費負担による健診は5回程度が望ましいとの技術的助言を踏まえて、市町村に対する情報提供や意見交換を行ってきた。平成19年度の市町村における公費負担による健診回数は2回が主流となっているが、平成20年度にはその回数をふやす方向で検討している市町村が多いとの情報を得ている。妊婦健診の実施に当たっては、医療機関の協力が不可欠であり、今後とも、健診が円滑に進むよう、県医師会との調整を図るなどして市町村支援に努めていきたい。

質問2. 現場の医師やこれからの産科医を目指す医学生に対する補助

栃木県では、今年度から切迫早産や帝王切開などハイリスクの妊婦を受け入れた病院に、緊急搬送などの対応で忙しい現場の医師へ手当増額に結びつけることを目的とした、出産1件当たり1万円を県費で補助する事業を始めたと聞いている。こうした取り組みを宮城県でも取り入れることによって、現場の医師をつなぎとめる方法として、また、これからの産科医を志す医学生確保の手段として学ぶことが多いと思うが、その所感をお示し願いたい。

答弁 (村井 嘉浩 知事)

産科医の確保対策としては、交代勤務制の導入、助産師の増加と活用、診療報酬上の配慮などの対策とあわせて、医療リスクに対する支援体制の整備が重要になるものと考えている。現在、国で検討されている産科医療無過失補償制度は、分娩時の医療事故により障害を受けた方々の早期救済と医療紛争の早期解決に資するものと考えている。

質問3. 妊婦に対する無過失補償制度の導入について

産科医が敬遠する一つの要因でもある、出産は病気ではなく安全なものというものがあ、結果が悪かったときに訴訟になりやすい訴訟リスク回避のため、国は、通常の妊婦の出産で子供に脳性麻痺などの障害が残った場合、医師の過失がなくても被害者に速やかに補償する無過失補償制度の来年度からの導入を目指していると聞いているが、宮城県としての見解をお伺い願いたい。

答弁 (村井 嘉浩 知事)

県としては、産科医を拠点的な病院に集約して、複数医師による診療体制を整え、ハイリスク分娩に対応できる体制づくりを進めているところであり、このことにより、産科医の負担軽減と安全安心な産科医療体制づくりを進めていきたい。

・子育て支援企業の助成について

子供を生み育てていこうという意欲を社会的に、経済的に支えていくことが、今こそ求められている。仕事に復帰できるかという不安や休業時の所得補償の低さから出産をためらう人の多い中、仕事と育児の両立を支援するための環境改善には、理解ある企業の協力は欠かせないものである。

そこで、子育てと仕事の両立支援に対する従業員 100 人以上 300 人以下、県内に 420 社ある中小企業に実施したアンケートの結果では、育児休業の取得目標などを設定する一般事業主行動計画を策定した企業は 5.6%にとどまり、その取り組みの低調ぶりが際立っている。

宮城県においても、子育て支援企業の助成制度に取り組んでいる。その内容は、次世代育成支援対策推進法に基づき、育児休業取得率などの数値目標を盛り込む一般事業主行動計画を策定するのが条件である。助成を希望する企業は、現在取り組んでいる子育て支援策やこれから実施を予定しているものを記入して応募。それから、県が内容を審査して、8 社にそれぞれ年間 10 万円を交付するといったものである。この現状を踏まえて、以下の 2 点について質問する。

質問 1. 中小企業における子育て支援への助成

県内 420 社ある中小企業のうち、8 社にそれぞれ年間 10 万円を交付する今回の助成制度は、宮城県の財政状況が厳しいとはいえ、年間 80 万円のこのような予算で、子育てに対する社会機運の醸成を図るための今回の支援策は、中小企業における子育て支援を応援する助成と本当に言えるものか疑問である。その所感をお伺い願いたい。

答弁 (村井 嘉浩 知事)

安心して子供を生み育てることができる地域社会を実現するためには、多くの企業が子育てに優しい企業となっていていただく必要がある。助成制度の対象となった企業については、さまざまな場面でその取り組み内容を紹介し、他の企業に波及させることによって、仕事と育児の両立できる環境づくりを進めていきたいと考えている。今後とも、着実な取り組みを積み重ねていきたいと考えている。

質問 2. 中小企業における一般事業主行動計画の策定率向上のための市町村との連携

中小企業の育児休業の取得目標などを設定する一般事業主行動計画の策定率向上のため、県内市町村とはどのような連携をしているのかをお伺い願いたい。

答弁 (村井 嘉浩 知事)

一般事業主行動計画の策定については、次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員 300 人を超える企業は義務化されているが、従業員 300 人以下の中小企業は努力義務とされており、県内の策定状況は低調な現状にある。

このような状況を踏まえ、宮城労働局が中心となって、県、仙台市、次世代育成支援対策推進センターで構成をする次世代育成支援対策に関する連絡協議会を 11 月に設置したところである。この協議会では、一般事業主行動計画の策定や次世代育成支援に関する取り組みについて効果的に企業に働きかけるための方策を検討しており、その議論の結果も踏まえながら市町村との連携を図っていきたい。

・子育て世代の経済的負担感の緩和について

少子化の進行とともに核家族が進むなど家族形態が変化する中、子育て世代の経済的負担感を緩和することも求められている。

私は、ことし 8 月、高知県に観光行政、医療・福祉行政の視察に行ってきた。その際に、こうち子育て家庭応援事業の話も耳にする機会があった。高知県においては、先月の 10 月 1 日に、以下で述べさせてもらう宮城っこ子育て応援パスポートとはほぼ同様な事業がスタートされている。

宮城県においても、食料品、衣料品などの商店全般を初め、スーパーや娯楽施設などの協力を得て、子育て家庭や妊婦中の女性に特典を受けられるサービスを実施する宮城っこ子育て応援パスポートを

創設する方針をお伺いしている。まさに地域社会全体で子育て家庭を応援していこうとする雰囲気づくりを行い、地域の活性化や子供を持つことのイメージアップを図るこの事業に大いなる期待感を持っている。

その事業内容は、県内在住で15歳未満の子供を抱える世帯と妊婦がいる世帯が対象であり、県内のおよそ4分の1に当たる約21万世帯が該当する。そして、サービスは店舗ごとに異なるが、商品の割引やポイント還元、店舗に併設する育児スペース利用等としている。また、協賛企業と店舗には、県が作成するステッカーを張ってもらい、サービス内容は、県のホームページ掲載となっている。そこで、以下の3点について質問する。

質問1. 協賛事業者について

協賛事業者をどれぐらいの事業者数で想定しているか。そして、協賛事業者である企業や店舗へのPR、周知は、いつ、どのように行われるのか。

答弁 (鈴木 隆一 保健福祉部長)

子育て家庭が利用すると思われる食料品店等の小売業や一般飲食業は県内に4万事業所あり、このうち協賛店舗として想定している事業者数は、事業開始時点であるが、2000事業所程度を想定している。また、企業や店舗へのPR、周知の時期、方法についてだが、今年度内に協賛店舗の募集を開始することとしている。市町村、商工団体等を通じた周知や個別企業訪問等を行い、多くの企業に協賛をもらえるように努めていきたい。

質問2. 宮城っこ子育て応援パスポート事業における県内市町村との関係について

高知県における、こうち子育て家庭応援事業も、事業主体は県であり、市町村などは事業PRの役目を担っている。宮城っこ子育て応援パスポート事業における県内市町村との連携についてどう考えるか。

答弁 (鈴木 隆一 保健福祉部長)

宮城県の子育て応援パスポート事業は、県と市町村との共同事業ということで実施をしたいと考えている。具体的には、協賛店舗の登録受け付け、対象家庭に配布するパスポートや店舗に掲示するステッカーの作成等を県が行い、市町村には、学校等を通じてパスポートを配布してもらうことを考えている。また、住民への制度の周知や協賛店舗の募集については、できるだけ多くのチャンネルを活用していくことがより効果的であるというふうに考え、市町村との連携に今後努めていきたいと思っている。

質問3. パスポートを受け取りについて

3番目に、そのパスポートを受け取る窓口とサービスを受けられる時期はいつか。

答弁 (鈴木 隆一 保健福祉部長)

パスポートは、利用しやすい制度とするため、申請審査等の手続を不要とし、市町村の判断により対象家庭への配布方法を決定してもらうことにしたいと考えている。具体的には、小中学校や幼稚園、保育所等を通じて配布するほか、市町村窓口での配布等を想定している。また、来年度のできるだけ早い時期に、協賛店のサービスを受けられるようにしていきたい。

宮城っこ子育て応援パスポートに対する再質問より

多くの協力事業者を募って、より多彩な、より多くの特典を受けられるサービスを展開していくことを本当に強く期待している。

そこで、少し詳細な質問になるが、パスポートとは実際どのようなもの、いわゆるカードとして理解をしていいのか。また、高知県の事業を少し調査させてもらったところ、あちらは優待券なのだが、携帯電話の画面表示にダウンロードするシステムも取り組んでいるのを拝見させていただいた。今の時代であるため、なおさら、先ほどの御答弁で申請を要らないというお話もお伺いさせていただいたため、そういった面も含めて考えているのか。

答弁（鈴木 隆一 保健福祉部長）

新年度予算で対応させていただくが、今準備を進めさせていただいている。今、先生の方からカードというお話があったが、基本的にはそういうもので準備をさせていただきたいと思っている。

それから、先ほど先生の方の御質疑にもあったように、広く、利用する側も、あるいはサービス提供する側の方にもPRが大事であるので、その辺、商工団体とか、あるいは市町村としっかり連携をとって進めさせていただきたいと思っている。

携帯のダウンロードのお話だが、今そこまで検討の範疇に入っていなかったもので、勉強させていただきたいと思う。

〔大綱 2 点目. 教育〕

今、日本が抱えております諸問題について議論を掘り下げれば、行き着くところは教育である。教育を取り巻く環境は、昨年の秋に大きな社会問題となったいじめや高校の大量履修漏れ問題についての対応をめぐる、教育委員会や学校のあり方についてさまざまな議論を呼び、学校教育の本質や教育行政における責任の所在はどこにあるかなど、公教育のあり方、更には社会全体のあり方が国民的な議論となり、大きな関心事となっている。

このような状況から、国においては、昨年 12 月、教育の目標は、知育、徳育、体育を教育の 3 本柱とし、社会に役に立ち、その発展に寄与する人格を養うことである。そして、生きる力の育成、伝統や文化に関する教育、規範意識を高めるための道徳教育重視などの教育基本法が約 60 年ぶりに改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされた。そして、6 月には、教育基本法の改正に引き続き、いわゆる教育関連三法が成立した。教育三法の改正の中で特に重要で大いに議論になったのは、3 点である。

教員の質の維持向上をめぐる制度改正、いわゆる教員免許更新制である。免職、休職などの処分を受けた教員は、現在、年間 7000 人に上り大きな問題となっている。これらの教員の中に、指導力不足などの不適格教員も相当程度含まれている。その内容は、10 年ごとに 30 時間の講習を義務づけるものであり、この教員免許更新のために、講習は全国の大学が実施することになる。この講習の受講者は毎年 10 万人になると見られ、座学中心のものと考えられるが、これで教員の能力がはかれるのか疑問視する意見もある。また、大学ごとに異なる講習が行われるため、その認定基準の公平性をどのように確保するかといった問題点も指摘されている。

不適格教員に対しては、不適格教員の認定及び指導改善研修の実施、研修後、不適格と認定された者について免職等の措置の義務化など人事管理の厳格化が図られたが、実際に不適格教員の排除が成功するかどうかについては、教育委員会や学校において、制度の趣旨にのっとって人事管理が適切に運営されるかどうかにかかっているのが現状である。

次に、学校における組織運営体制や指導体制をめぐる制度改正である。一部の管理職に負担が集中している現状の改善、指導力の高い教員がその能力を大いに活用できる環境の整備などを目的とし、幼稚

園、小中学校等に副校長、主幹教諭、指導教諭ということが法律で明記された。副校長は、教頭に集中している管理職の負担を分担すること、主幹教諭は、教育現場におけるリーダーとして教員の指導や相談相手になることがそれぞれ期待されている。また、指導教諭は、指導力が高い教員を優遇することを目的にしている。

最後に、国の関与をめぐる制度改正である。教育委員会の法令違反や怠りなどによって、緊急に生徒などの生命・身体を保護する必要性が生じ、ほかの措置によってはその是正を図ることが困難な場合や、生徒などの教育を受ける権利が侵害されていることが明らかな場合、文部科学大臣は、講ずべき措置の内容を示して、地方自治法の是正の要求を行うものとされた。なお、これらの是正の要求を行った場合には、文部科学大臣は、当該地方公共団体の長及び議会に対して、その旨を通知することになっている。

また、今月には、新たな学習指導要領の内容を検討してきた中央教育審議会教育課程部会の結論が固まった。97年11月、現行学習指導要領を方向づけた中教審のまとめは、教育界や社会に大改革を印象づけた「ゆとりの中で生きる力」、「知識を教え込むより、みずから学び、考え、解決する能力」を理念に、各校の創意工夫と特色ある教育の展開をうたい、教科学習の授業を減らして新しい総合学習を登場させた、ゆとり路線を大幅に改め、約30年ぶりに教科授業をふやし、総合的な学習時間は削減する、ゆとり教育を実質転換する審議のまとめを決定された。

中教審のまとめで、現行学習指導要領「ゆとり」の総括と言うべき課題の背景や原因を五点挙げている。1番目に、生きる力がなぜ必要かの共通認識が、文科省、学校、保護者、社会の間に不十分であったこと。2番目に、子供の自主性を重んじる余り、指導にためらいが生じたこと。3番目に、総合学習の意義が理解されず、十分に行われなかったこと。4番目に、小中学校の必修教科の知識・技能の活用を学習する時間が足りなかったこと。5番目に、社会変化の中で、家庭や地域の教育力が低下したことである。

今回の中教審でも示しているように、生活環境や社会変化の中で指摘される子供の学習意欲の低下や学習習慣の欠落など、どう改めるか、トータル的に考察して取り組みを工夫する必要があると考えている。

ここまで述べてきたように、この約一年の間に、教育基本法の改正、教育関連三法の成立、そして中教審の新学習指導要領のまとめと、目指すべき理念と教育のあるべき姿、枠組みが次々と示されている現状を踏まえ、以下の6点について質問する。

質問1. これまでのゆとり教育とあるべき姿について

知事に、これまでのゆとり教育の総括とこれからの宮城の教育のあるべき姿の見解をお伺いしたい。

答弁 (村井 嘉浩 知事)

いわゆるゆとり教育については、生きる力をはぐくむというその理念はますます重要になっているものの、具体的な手だてに課題があったとして、現在、中央教育審議会において議論がなされているものと承知している。私としても、変化の激しいこれからの社会を生き抜くために、基礎的、基本的な知識・技能の習得とこれらを活用する思考力、判断力、表現力等の育成を大切にして生きる力をはぐくむという方向性は、大変重要であると考えている。

また、我が県の教育のあるべき姿についてであるが、私は、新たな時代を切り開く力の根幹は人であり、生涯を通じたさまざまなステージにおいて、未来を創造する人づくりを推進することが大切であると考えている。特に学校教育においては、家庭や地域社会と連携しながら、児童生徒が持つ個性や能力を最大限に引き出し、伸ばしていくこと、加えて、心身ともに健康に育てていくことが重要であると考えている。

今後とも、県民一人一人がこの宮城で教育を受けてよかったと実感できるよう努めてまいりたい。

質問2. 教員の人材登用について

社会経験豊かな教員の人材確保は不可欠であると考えている。これまでの民間人の登用を含めた教員の人材登用の取り組みと、今後の人材登用の方向性をお伺い願いたい。

答弁 (佐々木 義昭 教育長)

県教育委員会としても、教育現場への社会経験豊かな人材の登用は、学校教育の活性化のために重要であると考えている。このため、教員採用選考において、多様な人材を確保するため、平成14年度の採用選考から、受験者の年齢制限を撤廃するとともに、平成15年度から、民間企業で継続して5年以上の勤務経験を有する方を対象として、筆記試験の一部を小論文にかえることができるなどの措置を行っている。また、採用後、教員がさまざまな社会体験を行うことで資質向上を図ることも重要であることから、初任者研修や10年経験者研修において、企業や福祉施設等の体験研修を実施している。更に、民間での経験や発想等を学校運営に取り入れるため、平成15年度以降、これまで民間企業から2名を県立高校の校長として登用している。今後とも、これらの取り組みを更に進めながら、多様な経験を有する優秀な人材の確保に努めてまいりたい。

質問3. 総合学習について

これまでの総合学習の手法や目標、成功例などについて研修や情報交換はされているのか。そして、総合学習の時間は削減されるが、具体的な事例も含め、今後の総合学習の取り組みはどうか。

答弁 (佐々木 義昭 教育長)

総合的な学習の時間は、みずからの課題を見つけ、みずから考え、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることなどをねらいとしており、大変重要な活動であると認識している。

県教育委員会としては、市町村教育委員会及び学校に対し、各種研修会や担当者会議、実践事例集の配布などを通じて、取り組みの成功例や活動を進めていく上での全体計画の作成、具体的な指導方法などについて、研修や周知を図り、その充実を促してきたところである。

次に、総合的な学習の時間の今後の取り組みについてだが、現在、中教審において、総合的な学習時間の授業数の縮減も議論されているが、その重要性は変わることがないと認識している。

県教育委員会としては、これまで蓄積された成果や経験を生かした学習活動の展開を支援していくとともに、小中高等学校間での情報交換を行うなど、校種間の連携にも配慮し、各学校で総合的な学習時間の一層の充実が図られるよう促していきたいと考えている。

質問4. 全国学力テストの結果の反映方法について

全国学力テストの結果などから、宮城県の児童生徒の正答率が全課目で全国平均を下回ったことや、宮城の子供たちの体力低下をどう受けとめ、どう反映させていくのか。

答弁 (佐々木 義昭 教育長)

国の学力調査においては、我が県の児童生徒は、基礎的・基本的な内容はおおむね理解しているものの、活用する力には課題があるという、全国と同様な傾向を示している。また、正答数の多い児童生徒の割合がやや低い状況が見られた。結果として、平均正答率が小中学校とも全国を下回ったことについては、真摯に受けとめなければならないと考えている。一方で、質問紙調査からは、家族と一緒に朝食を食べる児童生徒や、学校の部活動に参加し運動等に励んでいる生徒が多いという結果も見られた。

県教育委員会としては、国の調査結果を十分に分析し、今後とも教員の教科指導力の向上、児童生徒の学習習慣の形成、教育環境基盤の充実にも努め、市町村教育委員会と連携を図りながら、児童生徒の学力向上に取り組んでいきたいと考えている。

次に、子供たちの体力低下についてだが、我が県の児童生徒の体力については、全国と同様、長期間にわたって低下傾向にある。児童生徒の体力は、活動の源であり、現在及び将来とも健康で楽しく明るい

生活を送っていく上で不可欠なものと考えている。そのため、県教育委員会としては、平成 17 年度から、子供の体力・運動能力を向上させる取り組みを重点事業に位置づけている。例えば、これまで抽出調査だった体力・運動能力調査を県内公立小中学校及び全日制公立高等学校の全児童生徒を対象として実施し、そのデータを継続的にみずから記録できるカードを導入するなど、体力・運動能力を向上させようとする意欲を育てるといった取り組みを行っている。その他、小学校から体を動かすことの楽しさを体験させるエクササイズの開発などにも取り組んでいるところであり、さまざまな取り組みを通じて、子供の体力・運動能力の向上を図ってまいりたいと考えている。

質問 5. 教育委員会との連携を含めたこれからのインターンシップ制度について

今回の中教審のまとめで、小学校の外国語活動、中学校の体育での武道の必修化が大きく取りざたされているが、私が非常に注目しているのは、小中高校における生徒たちが、体験活動の充実として、特別活動や総合活動での集団宿泊、職場体験、奉仕活動に重点を置いているところである。特に、高校生での体験活動の内訳として、社会貢献、奉仕体験、就業体験、いわゆるインターンシップの重視と示されている。

そこで、高校生での体験活動に絞り、これまでの宮城県の取り組みとこれからの方向性をお伺い願いたい。

また、本県産業を担う人材の体系的な育成体制の実現として、みやぎ産業人材育成プラットフォームが設置されている。教育委員会との連携を含めたこれからの就業体験、インターンシップ制度についてお伺い願いたい。

答弁① (佐々木 義昭 教育長)

高校生の体験活動についてだが、高校生の体験活動については、生徒の社会性や豊かな人間性を育成するために大変重要であると認識している。県教育委員会としては、これまでさまざまな機会をとらえて各学校の取り組みを促してきたところである。平成 18 年度においては、8 割を超える公立高校でボランティア活動を実施している。また、インターンシップについても、専門学科で 9 割、普通科でもほぼ半数の学校で実施している。更に、今年度は、地域企業との連携により、長期のインターンシップができるようモデル事業にも取り組んでいるところである。

今後とも、体験活動の持つ意義の大きさを踏まえ、関係機関との連携を深めながら、各学校における取り組みを積極的に支援していきたいと考えている。

答弁② (村井 嘉浩 知事)

富県宮城の実現を担う産業人材を育成するため、ことし 6 月に、産学官 23 団体による協議・調整の場として、みやぎ産業人材育成プラットフォームを設置し、構成機関の連携による人材育成に取り組んでいる。この一環として、インターンシップについては、教育委員会と産業界の連携により、今年度から、国のモデル事業であるクラフトマン 21 を実施している。この事業は、従来、高校と企業が個別に対応していたインターンシップについて、みやぎ工業会が各企業と 4 つの工業系高校との調整役を担い、体系的に実施するものである。更に、このインターンシップに加え、企業技術者による学校での実践指導も実施するなど、地域産業界と工業系高校が連携した実践的な人材育成に取り組んでいるところである。

今後、これらのモデル事業の成果を踏まえ、教育委員会との連携を図りながら、取り組みの拡大について検討することとしている。

質問5 に対しての再質問より

就業体験、インターンシップ制度についてだが、知事においては、この厳しい財政運営状況の中、富県宮城の実現を加速するためのみやぎ発展税の導入をさきの定例会で提案し、そしてまた、議会においても承認をさせていただいた。しっかりとした経済基盤を築くための財源であるみやぎ発展税の方向性が示されたとおり、想定税収は、単年度予算で約30億円、5年間で150億円、その使途の内訳として、人材育成資金に5億円と示されている。

来年度の事業についていかに有効的に活用していくかを思案中であると思うが、先ほど答弁いただいたクラフトマン21事業を初め、就業体験、インターンシップ制度は、人材育成という観点から非常に重要な事業であると思っているところである。来年度の予算化に向けてのどのようなお考えであるか、知事の御見解をお聞かせ願いたい。

答弁① (村井 嘉浩 知事)

現在、その辺についてまだ詰めているところであるので、詳細についてはお話しできないが、今、議員御指摘のとおり、人材育成というのはもう大変重要なものであり、進出する企業、あるいは既存の企業、県内に立地している企業にとっても、団塊の世代の皆さんが大量退職なさるこの時期に、優秀な方をぜひとも採りたいという思いを強く持っている。そういったことで、ぜひとも、多角的に人材を育てていくという視点は最優先の課題だというふうにとらえているので、前向きに、いただいた税も活用しながら取り組んでいきたいというふうに考えている。

答弁② (若生 正博 経済商工観光部長)

人材づくりについてだが、クラフトマン21、今現在やっており、これは、みやぎ工業会と工業系4校だけの取り組みである。ただ、理念は非常に素晴らしいというふうに私ども考えており、できればこういう取り組みを全県的にも広めていけたらなと考えている。ただし、これからは教育委員会と十分協議を図って進めていかなければならず、試案にこれは入っているのだが、この実現に向けて、これから少し教育委員会と議論をさせていただいた上で、決定をさせていただければというふうに思っている。

(佐々木 幸士より) 再質問時の要望意見として

ぜひとも教育委員会と連携を深め、普通高校も含めてというお話なのであろうが、ぜひとも推し進めていただければと思っているところである。特に人材育成、時間もお金もかかる事業であるので、ぜひともスピード感を持って予算化してもらえよう心より要望させていただく。

質問6. 花育について

特別活動や総合活動の一環として、花づくりや緑の育成を教育や地域活動に取り入れていく取り組みである花育を通じた体験活動、つまり花や緑を育てることを通じ、この時代何よりも重要である命のとうとさを学び、触れ合いと思いやりのある地域づくりや人づくりにもつながる奉仕活動を積極的に推進していくべきであると考えている。そして、学校社会での花育の取り組みや花や緑のある生活の浸透による需要開拓にもつながっていくだろう。ぜひとも、村井知事の強いリーダーシップのもと、県内市町村、そして花卉産業にかかわる事業者等の協力を得て、予算のない中、知恵を絞った事業として提案をさせていただくが、その所感をお示し願いたい。

答弁 (村井 嘉浩 知事)

美しい花と緑に囲まれた潤いのある学校環境は、そこで学ぶ子供たちの健全な成長に欠かせないものである。花や緑を育てる体験活動は、命を大切にする心や思いやりの心をはぐくむことにもつながり、大変有意義な教育活動と考えている。この意味で、議員御提案の花育は示唆に富んだものと受けとめている。現在、県内の各学校においては、総合的な学習の時間はもちろんのこと、理科の教科等において、花づくりや緑の体験活動などに取り組んでおり、今後とも、地域の方々の協力を得ながら進めていくべきであると考えている。

〔大綱 3 点目. 予防健康・予防医療〕

健康な長寿社会を目指し、病気を未然に防ぐ予防健康・予防医療のニーズが高くなり、そして、国民、県民に普及しつつある。これからの 30 年先、50 年先の将来のために取り組んでいかなければならない大切な事業でもある。

・先進予防型健康社会創成クラスター構想について

主な事業は、宮城県、仙台市、東北大、東北経済連合会などにより研究拠点や企業を地域に集積させ、県民の生活と健康、医療に関する情報をインターネット上に集めて管理、分析して、県民一人一人に合った予防健康プログラムと体調管理サービスを提供するメディカル・ソーシャル・ネットワーキング・サービスの構築を目指すところである。サービス関連産業の創出による地域活性化と経済活性化は当然期待される場所であるが、国から 30 億円もの事業費が交付されるこの大切な事業に大いなる期待感を持っている。

質問 1. 先進予防型健康社会創成クラスター構想の概要について

実際どれくらいの時期に、どのような場所で、県民として健康で質の高い生活を提供されるのかをお伺い願いたい。

答弁 (村井 嘉浩 知事)

この構想は、国の第Ⅱ期知的クラスター創成事業のテーマとして、県と仙台市が共同で申請して採択されたものである。今年度から 5 年間にわたり、東北大学などの研究シーズを活用した先進的な疾病予防や健康維持に関する技術、機器の研究開発を行うとともに、それらを活用した予防健康型サービスの試行を通じ、予防健康関連産業の集積を進めていくことを目的としている。このため、この構想の具体化に当たっては、当面、技術や機器の研究開発を進め、仙台地域において試験的にサービスを実施していくこととしているが、その個別具体的内容やスケジュールについては、現在、仙台市長を本部長とし、県を初め、東北大学など関係機関が参画する推進本部会議で検討を重ねているところである。

なお、県内でのサービス展開については、これら仙台地域でのサービスの検証を踏まえた上で検討してまいりたいと考えている。

・がんに対する対策について

次に、年間 30 万人以上日本人が亡くなる原因となっているがん。昭和 56 年以降、心臓病や脳卒中を追い抜いて死亡原因の第 1 位です。死亡者全体の 1/3 を占めるまでになり、もはや他人事でない身近な、国民病と呼んでも過言ではない状況になっている。また、働き盛りの年齢層に多く発生するため、こうした状況に歯止めをかけようとするがん対策基本法が、ことしの四月から施行された。国を挙げて、がん医療向上、予防と早期発見の推進を図るとともに、75 歳未満のがん死亡率を 10 年以内に 20% 減少させる数値目標を立てて、がんとの闘いを本格化させている。また、がんの早期発見の数値目標として、がん検診受診率 20% 前後にとどまっている現状を、今後 5 年以内に、乳がん、大腸がんなどの検診受診率を 50% 以上にするという高い目標を掲げている。

がんは、働き盛りの四十歳代から 70 歳代、5 人に 2 人の割合で発生しており、社会にとっても家族にとっても大きな損失になるので、一日も早く、がんを早期発見して早期に治療を受けることが大事である。また、宮城県においても全国と同様であり、県がまとめた昨年の県内人口動態統計によると、死亡者数は 19797 人で、そのうちの死因のトップは、がんで 6007 人、23 年連続一位でもあった。そこで、以下の 2 点について質問する。

質問1. がんの早期発見・早期治療のためのがん検診の取り組みについて

宮城県は、がん対策基本法をもとに宮城の実情に即したがん対策推進基本計画づくりを始めていると思いますが、特に、がんの早期発見・早期治療のための、がん検診の取り組みについてお伺い願いたい。

答弁（鈴木 隆一 保健福祉部長）

宮城県がん対策推進計画については、ことし4月に宮城県がん対策推進協議会を設置し、今年度中の計画策定に向けて、これまでに3回の審議を行い、素案を取りまとめたところである。計画においては、がん検診の受診率及び質の向上を重要な課題の一つとして位置づけ、市町村や検診実施機関と連携をしながら、普及啓発や環境の整備に重点を置いた効果的ながん検診体制の構築、事業評価の実施等を促進していくこととしている。

質問2. 現在の乳がん検診の現状とこれからの指導的役割について

残念なことに、日本では乳がんに関する関心や知識が低いために、しこりなどの自覚症状が出てから検診を受ける人が多く、発見されたときには進行している場合が少なくない。宮城県どこの市町村に住んでも、30歳以上の女性の方なら、公的助成制度を受け、乳がんの精密検査の一つでもあるマンモグラフィー検診を受けられる取り組みをすべきであると考えているが、現在の乳がん検診の現状とこれからの宮城県の指導的役割をお伺い願いたい。

答弁（鈴木 隆一 保健福祉部長）

乳がん検診については、平成16年4月に、国のがん予防重点教育及びがん検診のための指針の一部改正により、40歳以上を対象に、原則としてマンモグラフィーと指触診を併用して実施することとされた。これに対応し、宮城県におきましても平成17年度から、全ての市町村においてマンモグラフィー検診が実施されているところである。

宮城県のがん検診受診率であるが、平成17年度で34.3%である。全国平均が17.6%であるので、約2倍ということで、高い水準になっている。

御提案のあった30歳代からの検診については、現在のところ、検診による乳がんの死亡率減少効果について根拠となる研究や報告がされていないため、今後、国で調査研究が進められることとなっており、県としても、その動向を見守っているところである。県としては、これまでも検診の質の向上を図るため、宮城県生活習慣病検診管理指導協議会において、検診の精度管理について、専門的な見地から審議し市町村への指導を行ってきており、引き続き取り組みを進めていく。

知事におかれましては、宮城県に住みたい、また、住んでよかったと思われる強いリーダーシップを望みまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。